

石山會吉 柴崎萬次郎 外百余名 石山ヲ座長ニ  
推シ 銘堂所ニ提出スヘキ七ヶ條ニ 要求條件ニ同  
ニ 賛成シ 運動費トシテ 會負一名 三円宛ヲ徵收  
スルニ決セリ

一 聯合會本山支部ニ於テ 八月十八日 城崎座ニ 會負大  
會開權會衆者多シ 外三百八十五名、千田  
房吉 座長 席ニ着キ 通洞支部ニ於テ 決議シタ  
ル 要求事項ヲ 説明シ 無記名投票ニ依リ 其ハ  
意嚮ヲ 確ムヘキ 投票セシメタル 結果 要求ヲ可  
トスルモノ 三百七十五ヲ 運動開始ニ決シ 運動費  
ハ 通洞支部同様 會負各自ヨリ 三円宛徵收  
スルコトニシ 又 會社ニ於テ 要求不認答自場合  
同盟罷業ヲ行フヤ 否ヤニ 就テハ 幹部會開

決スルコトニシ 散會セリ

- 一 十六日 通洞支部ニ於テ 決議シタル 実行委員廿  
名ノ各 飯場ニ於テ 選定中ノ 九月十八日迄ニ 決定シ  
運動費ハ 廿四占ニ 調達スルコトニ決シ 併セテ
- 一 実行委員ニシテ 法律上ノ 犠牲トナリタル場合ハ  
一人一円宛ヲ 徵收シテ 之ニ 贈呈スルコト
- 二 犠牲トナリタルニ 実行委員家族ハ 本人ハ 徵收免  
セラルルニシテ 扶養スルコト
- 三 実行委員ハ 會社ヨリ 解雇セラレタルトキハ 一人五円  
宛ヲ 支出シテ 餞別トスルコト
- 一 華ヲ 決議ス
- 一 小滝支部ハ 會負少數加フルニ 後未 華國トナリ 觀  
アリ 十八日 幹部數名 協議 運動費トシテ 會負